

平成30年1月26日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部長 宮崎 雅則 様

精神保健福祉事業団体  
代表 伊澤 雄



## 要 望 書

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、精神障害者の生活支援及び社会参加の促進に向けた施策の取組へのご尽力に心より感謝申し上げます。

このたび公表された「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」につきまして、新たに創設された自立生活援助事業、就労定着支援事業が、精神障害者の地域生活支援体制の強化と社会参加をさらに促進するものとなるよう期待したいところです。

しかし、共同生活援助における重度の障害者の支援を可能とする類型に示された一つの建物に最大10人ユニットを複数認めるというグループホームの定員規模拡大は、現在の病院・施設から地域へという福祉の方向性に逆行するものです。共同生活援助を「家庭的」と言うならば、4～6人規模で重度障害者の支援が可能となる人員配置と基本報酬単価の引き上げこそが、重度障害者の地域生活支援に求められているといえます。

他方、就労継続支援B型事業の方向性につきましては、「工賃実績による区分が原則」という考え方には、大きな疑問があります。全国の多くの市町村は厳しい財政事情から、地域活動支援センター（多くは旧共同作業所）から就労継続支援B型事業への移行を積極的に進めている現状があります。その結果、現行の就労継続支援B型事業は、法定施設として安定した基盤のある旧授産施設が移行したものと、十分な設備整備がないなかで、緩やかな働く場や憩いの場として機能していた旧共同作業所が移行したものと二極化が存在するなど、事業所での支払工賃額格差も大きく広がりました。

言うまでもなく、精神障害者の多くは、疾病と生活障害を合わせ持つ障害特性があります。就労意欲を醸成するための生活支援は就労支援に不可欠のものであり、「基本的な方向性」で示されている工賃実績による区分が原則とする考え方は、幅広く多様なニーズのある精神障害者の支援事業所の経営基盤を揺るがす大きな問題に発展しかねない懸念があります。「工賃実績」のみの評価ではなく、就労支援に伴う生活支援への評価も含めた、現状の就労継続支援B型事業所が実施している活動への配慮が必要だと考えます。

このような観点から、以下の内容について要望いたします。

- 一、現行のグループホームでも重度障害者の地域生活支援が継続的かつ質の高いものとなるように、共同生活援助事業における基本報酬の引き上げを図ってください。
- 二、就労継続支援B型事業の報酬改定にあたっては、工賃実績による区分だけではなく、障害特性に配慮した精神障害者の生活支援に着目した評価基準を含めたものとして下さい。
- 三、今後の障害者総合支援法の見直しを見据え、就労継続支援B型事業における支援の実態調査・研究を行うなど、地域活動支援センターの在り方を含めた地域生活支援機能の役割についての検討を行って下さい。